

NISA口座(非課税口座)の平成30年以後の継続利用のお手続きに関するお知らせ

平素は私ども横浜信用金庫を格別にお引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、お客様にご利用いただいております少額投資非課税制度にもとづくNISA口座(非課税口座)につきまして、第1期目の「勘定設定期間」が平成29年末をもって終了します。従来は、第2期目の勘定設定期間においても継続して新規投資等していただくためには、所定の手続きが必要とされていましたが、その後の税制改正により、**下記条件のいずれも満たす場合には、特段のお手続きなく、当金庫に開設しているNISA口座を利用して、平成30年以後も継続して新規投資等していただくことができます。**

平成29年10月1日
時点において、

- ①当金庫に平成29年分の非課税管理勘定が設定されたNISA口座が開設されていること
- ②当金庫にマイナンバー(個人番号)をお届出いただいていること

●お客様が、平成30年以後も当金庫のNISA口座を継続利用することを希望される場合

上記の条件を満たしていますので、特段、お手続きいただく必要はありません。

●お客様が、平成30年以後は当金庫のNISA口座を継続利用することを希望されない場合

平成29年9月20日までに、当金庫に「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」(以下「届出書」という。)をご提出いただく必要がありますので、お取引店までご来店ください。

平成30年以後、他の金融機関等にてNISA口座を開設して新規投資しようとする場合には、平成29年10月2日以後、他の金融機関等にてNISA口座開設等のお手続きをしていただく必要があります。

●お客様が、平成30年以後は当金庫のNISA口座を継続利用することを希望されない場合で、平成29年9月20日までに届出書を当金庫にご提出いただけなかった場合

お取引店まで、平成30年以後、当金庫のNISA口座を利用して新規投資等することを希望しない旨を速やかにご連絡ください。お手続きをご案内いたします。

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店までお問い合わせください。
今後とも、横浜信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。